

# 下関市教育委員会 5月定例会 資料

令和5年5月24日（水） 9：30～  
教育センター 3階中研修室

## 【目次】

○日程表 ..... P 1

### [議案]

第17号	令和5年度教育予算の補正（6月）について	別冊①
第18号	令和5年度下関市教育支援委員会委員の委嘱について	P 2
第19号	令和6年度使用下関商業高等学校教科用図書の 採択について	別冊②
第20号	工事請負契約締結について	別冊②
第21号	下関市社会教育委員の委嘱について	P 5
第22号	下関市立公民館運営審議会委員の委嘱について	P 7
第23号	下関市文化財保護審議会委員の委嘱について	P 10
第24号	下関市立歴史博物館協議会委員の解嘱及び委嘱について	P 12
第25号	土井ヶ浜遺跡・人類学ミュージアム運営協議会委員の 委嘱について	P 15
第26号	下関市豊北歴史民俗資料館運営協議会委員の 解嘱及び委嘱について	P 17
第27号	下関市教育委員会事務分掌規則の一部を改正する規則	別冊③

### [臨時代理の報告]

○下関市青少年補導センター運営協議会委員の委嘱について ..... P 19

[報告事項]

- 豊田ホタルの里ミュージアムの開館時間の変更について .....P 20
- 新型コロナウイルス感染症に係る 5 類移行後の対応について .....別冊③

# 教育委員会定例会日程表

令和5年5月24日(水) 9時30分から  
下関市教育センター 3階 中研修室

開会

署名委員指名

教育長報告

議事等

日程1

## 【議案】

- |                                     |                      |
|-------------------------------------|----------------------|
| 第17号 令和5年度教育予算の補正（6月）について           | 教育政策課                |
| 第18号 令和5年度下関市教育支援委員会委員の委嘱について       | 学校教育課                |
| 第19号 令和6年度使用下関商業高等学校教科用図書の採択について    | 教育研修課                |
| 第20号 工事請負契約締結について                   | 学校支援課                |
| 第21号 下関市社会教育委員の委嘱について               | 生涯学習課                |
| 第22号 下関市立公民館運営審議会委員の委嘱について          | 生涯学習課                |
| 第23号 下関市文化財保護審議会委員の委嘱について           | 文化財保護課               |
| 第24号 下関市立歴史博物館協議会委員の解嘱及び委嘱について      | 歴史博物館                |
| 第25号 土井ヶ浜遺跡・人類学ミュージアム運営協議会委員の委嘱について | 土井ヶ浜遺跡・<br>人類学ミュージアム |
| 第26号 下関市豊北歴史民俗資料館運営協議会委員の解嘱及び委嘱について | 土井ヶ浜遺跡・<br>人類学ミュージアム |
| 第27号 下関市教育委員会事務分掌規則の一部を改正する規則       | 教育政策課                |

日程2

## 【臨時代理等報告】

- |                            |       |
|----------------------------|-------|
| 下関市青少年補導センター運営協議会委員の委嘱について | 生涯学習課 |
|----------------------------|-------|

日程3

## 【報告事項】

- |                             |         |
|-----------------------------|---------|
| 豊田ホタルの里ミュージアムの開館時間の変更について   | 豊田教育支所  |
| 新型コロナウイルス感染症に係る5類移行後の対応について | 学校保健給食課 |

日程4

## 【その他】

### ■次回開催予定 令和5年6月28日(水)

R5. 6月							R5. 7月						
日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土
					1	2	3					1	
4	5	6	7	8	9	10	2	3	4	5	6	7	8
11	12	13	14	15	16	17	9	10	11	12	13	14	15
18	19	20	21	22	23	24	16	17	18	19	20	21	22
25	26	27	28	29	30		23	24	25	26	27	28	29
							30	31					

閉会

下関市教育委員会  
議案第18号

令和5年度下関市教育支援委員会委員の委嘱について

上記の議案を提出する。

令和5年5月24日

下関市教育委員会  
教育長 磯部 芳規

令和5年度下関市教育支援委員会委員の委嘱について

下関市教育支援委員会規則（平成17年教育委員会規則第20号）に基づき、  
別紙のとおり下関市教育支援委員会委員の委嘱をする。

記

任期 令和5年6月1日から令和6年5月31日まで

提案理由

令和4年度委員の任期満了に伴い、令和5年度委員を委嘱するため。

令和5年度 下関市教育支援委員会委員

No.	区分	所属	職名	氏名	備考	R05
1	下関市教育研究会 特別支援教育部校長	下関市立長成中学校	校長	打田 敦志		
2	"	下関市立名陵小学校	校長	松尾 千秋		新
3	"	下関市立吉田小学校	校長	吉田 真由美		新
4	難聴・言語障害特別支援 学級設置校長	下関市立川中西小学校	校長	増田 尚哉	難聴・言語障害部会のみ参加	新
5	特別支援学級担当教員	下関市立川中西小学校	教諭	権田 歩	難聴・言語障害部会と兼任	
6	"	下関市立勝山中学校	教諭	植津 怜美		
7	医師	かねはら小児科	院長	金原 洋治	小児科医	
8	"	下関市こども発達センター診療所	所長	大賀 由紀	"	
9	"	ひこしまこどもクリニック	院長	河野 祥二	"	
10	"	長門一ノ宮病院	副院長	稻野 靖枝	精神科医	
11	"	岡耳鼻咽喉科医院	院長	岡 和彦	耳鼻科医 難聴・言語障害部会のみ参加	
12	児童福祉関係行政機関 職員	山口県下関児童相談所	児童 心理司	香川 美穂		新
13	"	下関市こども発達センター	主査	田中 恵		
14	"	下関市保健部健康推進課	主任 保健師	米田 享子		
15	その他教育委員会が必 要と認める者	山口県立下関総合支援学校	小学部主 事	村田 奈美枝		
16	"	山口県立下関南総合支援学校	小学部主 事	村田 和昌		
17	"	山口県立豊浦総合支援学校	中学部主 事	青木 由起子		新
18	"	山口県立下関南総合支援学校	教諭	吉川 尚可	難聴・言語障害部会と兼任	新
19	"	山口県立下関南総合支援学校	教諭	貞光 由希		新
20	"	山口県立下関総合支援学校	教諭	甲斐 なつ		新
21	"	下関市立名陵小学校	教諭	北村 静香	地域コーディネーター	新
22	"	下関市立日新中学校	教諭	竹重 政恵	"	
23	"	下関市立名陵小学校	教諭	古本 るみ子	通級指導教室担当教員 難聴・言語障害部会と兼任	
24	"	下関市立名陵小学校	教諭	松下 嘉代	特別支援学級担任 難聴・言語障害部会と兼任	
25	"	下関市立彦島中学校	教諭	松岡 輝子	通級指導教室担当教員 難聴・言語障害部会と兼任	
26	"	下関市立安岡小学校	教諭	中野 良浩	"	
27	"	下関市立豊浦小学校	教諭	傍士 一郎		
28	"	下関市立第一幼稚園	教諭	田口 千夏	難聴・言語障害部会と兼任	
29	"	下関市立川中幼稚園	主任 教諭	内田 仁美	"	
30	"	下関市立第一幼稚園	主任 教諭	川上 由美子	"	

(参考条文)

下関市教育支援委員会規則（抜粋）

(委員)

第4条 委員は、教育委員会が次の者のうちから任命し、又は委嘱する。

- (1) 下関市教育研究会特別支援教育部に所属する小・中学校の校長
- (2) 難聴・言語学級を設置している小・中学校の校長
- (3) 特別支援学級担当教員
- (4) 医師
- (5) 学識経験者
- (6) 児童福祉関係行政機関職員
- (7) 学校教育関係行政機関職員
- (8) その他教育委員会が必要と認める者

(任期)

第5条 委員の任期は、1年とする。ただし、欠員が生じた場合における補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 委員は、再任されることができる。

下関市教育委員会  
議案第21号

下関市社会教育委員の委嘱について

上記の議案を提出する。

令和5年5月24日

下関市教育委員会  
教育長 磯部芳規

下関市社会教育委員の委嘱について

社会教育法（昭和24年法律第207号）第15条及び下関市社会教育委員会条例（平成17年条例第108号）第2条の規定に基づき、下関市社会教育委員を次のとおり委嘱する。

記

1 下関市社会教育委員 被委嘱者  
別紙のとおり（20名）

2 委嘱期間  
令和5年6月1日から令和7年5月31日まで

提案理由

任期満了に伴い、新たに委員を委嘱するため

## 下関市社会教育委員名簿

任期：令和5年6月1日から令和7年5月31日まで

NO	関係機関・団体の役職等	氏名	新規・継続の別
1	学識経験者（元 下関市教育委員）	藤井 悅子 ふじい えつこ	新規
2	山口県教育会下関支部 支部長	朝原 嘉彦 あさはら よしひこ	継続
3	下関市立向井小学校 P T A会長	伊藤 直弥 いとう なおや	新規
4	下関市連合婦人会 理事	西川 ひとみ にしかわ ひとみ	新規
5	一般財団法人下関21世紀協会 理事	富永 洋一 とみなが よういち	継続
6	下関市子ども会連合会 副会長	杉山 靖彦 すぎやま やすひこ	継続
7	下関市小学校長会（生野小学校長）	上野 美枝 うえの よしえ	継続
8	下関市中学校長会（夢が丘中学校長）	静間 均 しづま ひとし	継続
9	菊川町青少年育成町民会議 会長	徳吉 眞次 とくよし しんじ	継続
10	菊川地区民生児童委員協議会 民生児童委員	古村 栄子 ふるむら えいこ	新規
11	菊川放課後子供教室 会長	船瀬 保美 ふなせ やすみ	継続
12	豊田町文化協会 副会長	水野 捷子 みずの かつこ	継続
13	檜原ゆうあい会事務局長 西市小放課後子ども教室コーディネーター	柴田 俊彦 しばた としひこ	新規
14	豊田町青少年健全育成町民連絡協議会 会長 豊田地区子ども会連合会 会長	相原 英嗣 あいはら ひでつぐ	継続
15	豊浦地区まちづくり協議会 少子化対策部会 副部長	伊藤 忠晴 いとう ただはる	継続
16	下関市立夢が丘中学校 地域学校協働活動推進員	村岡 亜由子 むらおか あゆこ	継続
17	元 下関市地域活動連絡協議会 会長	中野 千枝美 なかの ちえみ	継続
18	前 豊北きらきらこども園 園長	田中 義道 たなか よしみち	継続
19	学識経験者（元 中学校長）	秋枝 一成 あきえだ かずなり	継続
20	豊北地区社会福祉協議会連合会 事務局長	板垣 宏徳 いたがき ひろのり	継続

下関市教育委員会  
議案第22号

下関市立公民館運営審議会委員の委嘱について

上記の議案を提出する。

令和5年5月24日

下関市教育委員会  
教育長 磯部芳規

下関市立公民館運営審議会委員の委嘱について

社会教育法(昭和24年法律第207号)第30条及び下関市立公民館の設置等に関する条例(平成17年条例第109号)第4条の規定に基づき、下関市立公民館運営審議会委員を次のとおり委嘱する。

記

1 下関市立公民館運営審議会委員 被委嘱者  
別紙のとおり(159名)

2 委嘱期間  
令和5年6月1日から令和7年5月31日まで

提案理由

任期満了に伴い、新たに委員を委嘱するもの。

下関市立公民館運営審議会委員名簿（令和5年6月1日から令和7年5月31日まで）

彦島		
	委員名	性別
1	二見 勝敬	男
2	酒井 能具	男
3	河野 美貴	女
4	金子 聰	男
5	田谷 義和	男 新
6	小山 義記	男
7	三橋 知伸	男
8	廣田一二三	女 新
9	河津 篤史	男 新
10	牛尾 三雄	男
11	鬼頭 浩子	女 新

長府		
	委員名	性別
1	大田 一夫	男 新
2	辻野 嘉明	男
3	上野 幸子	女
4	田村 靖雄	男 新
5	若松美也子	女 新
6	生田 都	女
7	吉村ひとみ	女
8	堂本 陽子	女

王司		
	委員名	性別
1	町田 志郎	男 新
2	松崎 澄子	女
3	中川 洋子	女
4	中川 康典	男
5	繩田 牧子	女
6	山本智恵子	女
7	高嶋 雄一	男
8	下野 勝代	女
9	高本 晶光	男

清末		
	委員名	性別
1	小戸 豪	男
2	久保 裕幸	男 新
3	太田 英弘	男
4	藏本 新治	男 新
5	光井 愛	女 新
6	木森 正喜	男 新
7	川上 泰代	女 新

小月		
	委員名	性別
1	三谷 祐	男 新
2	角谷 咲子	女
3	藤田 幸枝	女
4	田尾 容子	女
5	藤田 友春	男
6	渡部 宣則	男 新

王喜		
	委員名	性別
1	平原 隆治	男
2	富士本武明	男
3	村上 豊実	男
4	草野 和子	女
5	村上 春男	男
6	東野 秀子	女 新
7	村田 忠晴	男
8	池本 純子	女 新
9	藤村 由美	女 新

吉田		
	委員名	性別
1	一柳 昌穂	男 新
2	田中 秀雄	男
3	佐野えりか	女
4	西村 博伸	男
5	神田 善弘	男
6	吉田真由美	女
7	岡村 愛	女 新
8	長谷川智子	女
9	岡田 啓	男

内日		
	委員名	性別
1	武永 憲昭	男
2	宮本 敏子	女 新
3	川口 寛	男
4	國友 孝	男 新
5	榎野 克己	男
6	西田 麗子	女 新
7	中野 保恵	女
8	礒部 正明	男
9	平田 初子	女

勝山		
	委員名	性別
1	村前 誠	男
2	岡田 達生	男 新
3	井原 哲典	男 新
4	池内 賢二	男
5	中村 晴美	女
6	竹村 誠	男
7	是石 昌代	女
8	田中 弘子	女
9	鈴川 衣子	女
10	黒瀬 圭子	女
11	井上勝一郎	男

川中		
	委員名	性別
1	田口 真一	男 新
2	原田 貴司	男 新
3	壇 圭子	女
4	橋本 香苗	女 新
5	弘田 克子	女
6	木村 和夫	男
7	下田 修二	男
8	植野 善男	男 新
9	水津 健一	男
10	中川原眞治	男
11	戸田雄一郎	男
12	山田 朗彦	男
13	渡邊 求	男 新
14	江良 昌泰	男 新

安岡		
	委員名	性別
1	井原 利彦	男
2	藤本 嘉之	男 新
3	小野由美子	女
4	柏 昌昭	男
5	植田 明男	男
6	西山 秀秋	男
7	東 岩男	男 新
8	宮野 直樹	男
9	吉村 剛典	男

吉見		
	委員名	性別
1	成清 一幸	男 新
2	柴崎 誠二	男
3	梅尾 俊行	男
4	岡部 英明	男
5	久保田茂明	男
6	白石 篤史	男 新
7	海原 潤	男 新
8	安田 武	男 新
9	豊海美恵子	女 新
10	福本三枝子	女 新

吉母		
	委員名	性別
1	清田 幸男	男
2	村田 繁	男
3	久保田達也	男
4	弘中真寿美	女
5	亥川竜太郎	男

北部		
	委員名	性別
1	藤永 雅宏	男 新
2	金嶋 敦浩	男
3	上野 美枝	女 新
4	村尾 寛	男
5	山田 敏男	男 新
6	松岡 茂	男
7	杉本 成弘	男
8	和崎 法子	女
9	大薗 京子	女
10	藤井 壽子	女
11	中尾 順吉	男
12	水津 佳子	女
13	中祖 糸美	女

西部		
	委員名	性別
1	森 龍治郎	男
2	三明 康佑	男
3	有島 靖久	男 新
4	義原 洋志	男 新
5	上田 裕之	男
6	大迫 宣之	男 新
7	山村 義弘	男
8	阿武 智之	男 新
9	五十嵐美紀子	女 新
10	中野喜代美	女
11	安田 美加	女

玄洋		
	委員名	性別
1	和田 宗久	男 新
2	西村 裕文	男
3	久保 晃	男 新
4	上岡亜紀夫	男
5	内田賢太郎	男
6	肥塚 耕二	男 新
7	二見 勝敬	男
8	沖本 孝子	女
9	広田智恵子	女

長府東		
	委員名	性別
1	友松 弘幸	男
2	森 健二	男
3	中野 一穂	男
4	平山 一美	女
5	鬼頭 辰生	男
6	菅原 知子	女
7	小林 緑	女
8	打田 敦志	男
9	中西 昭博	男 新

下関市教育委員会  
議案 第23号

下関市文化財保護審議会委員の委嘱について

上記の議案を提出する。

令和5年5月24日

下関市教育委員会  
教育長 磯部 芳規

下関市文化財保護審議会委員の委嘱について

下関市文化財保護条例（平成17年条例第118号）第21条の規定に基づき、下記候補者に下関市文化財保護審議会委員を委嘱する。

記

候補者

担当分野	氏名	公職等	備考
有形文化財（絵画）	菊屋 吉生 きくや よしお	山口大学名誉教授	再任
有形文化財（彫刻）	井形 進 いがた すすむ	九州歴史資料館参事補佐学芸研究班長	再任
有形文化財（建造物）	三浦 正幸 みうら まさゆき	広島大学名誉教授	再任
有形文化財 (古文書・歴史資料)	山田 稔 やまだ みのる	山口県立山口博物館主任	再任
有形文化財・記念物 (考古資料・史跡)	渡辺 一雄 わたなべ かずお	元梅光学院大学副学長	再任
民俗文化財	清水 満幸 しみず みつゆき	萩博物館前館長	再任
記念物（植物・名勝）	高田 義弘 たかた よしひろ	山口県野外植物研究委員会元副委員長	再任
記念物（動物）	山岡 郁雄 やまおか いくお	山口大学名誉教授	再任
記念物（地質鉱物）	金折 裕司 かなおり ゆうじ	山口大学元教授	再任

任期：令和5年（2023年）6月1日から令和7年（2025年）5月31日まで

提案理由

任期満了となる下関市文化財保護審議会委員を新たに委嘱するもの。

(参考)

○下関市文化財保護条例（平成17年2月13日条例第118号）抜粋

(設置)

第21条 教育委員会に下関市文化財保護審議会を置く。

(組織)

第23条 審議会は、委員12人以内で組織する。

- 2 委員は、学識経験を有する者及び関係行政機関の職員のうちから教育委員会が任命する。
- 3 委員の任期は、2年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。
- 4 委員は、再任されることができる。
- 5 審議会に会長及び副会長を置き、委員の互選によって定める。
- 6 会長は、審議会の会務を総理し、審議会を代表する。
- 7 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるときは、その職務を代理する。

下関市教育委員会  
議案第24号

下関市立歴史博物館協議会委員の解嘱及び委嘱について  
上記の議案を提出する。

令和5年5月24日

下関市教育委員会  
教育長 磯部 芳規

下関市立歴史博物館協議会委員の解嘱及び委嘱について  
博物館法（昭和26年法律第285号）第24条及び下関市立歴史博物館の設置等に関する条例（平成28年条例第39号）第12条の規定に基づき、下関市立歴史博物館協議会委員を下記のとおり解嘱及び委嘱する。

記

1. 解嘱及び委嘱者

- ①解嘱者 鬼崎 聖  
五郎丸 哲也  
②委嘱者 関野 貴司  
波多野 敏郎

2. 任期

令和5年5月24日から令和7年2月20日まで

提案理由

委員の人事異動に伴い、委員の解嘱及び後任委員の委嘱をするため

下関市立歴史博物館協議会委員候補者名簿

区分	氏 名	公 職 等	備 考
関係者 学校教育	関 野 貴 司	下関市教育研究会小学校社会科部長 下関市立岡枝小学校校長	新規
	波 多 野 敏 郎	下関市中学校校長会副会長 下関市立長府中学校校長	新規
関係者 社会教育	富 永 洋 一	下関市社会教育委員 ((一財)下関 21世紀協会常任理事) 下関観光コンベンション協会会長	
	中 村 美 幸	下関市立美術館前館長	
資する者 家庭教育に	上 野 幸 子	長府婦人会会长	
	松 村 通 世	下関市更生保護女性会顧問(前会長)	
学識経験者	木 部 和 昭	山口大学経済学部教授	
	大 道 智 子	北九州市立小倉城庭園前学芸員	
	関 谷 慶 子	学校法人下関学院学院長	
	山 田 稔	山口県立山口博物館前学芸専門監	

## 参考条文（抜粋）

### 博物館法

#### （博物館協議会）

第23条 公立博物館に、博物館協議会を置くことができる。

2 博物館協議会は、博物館の運営に関し館長の諮問に応ずるとともに、館長に対して意見を述べる機関とする。

第24条 博物館協議会の委員は、地方公共団体の設置する博物館にあつては当該博物館を設置する地方公共団体の教育委員会（地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和三十一年法律第百六十二号）第二十三条第一項の条例の定めるところにより地方公共団体の長が当該博物館の設置、管理及び廃止に関する事務を管理し、及び執行することとされている場合にあつては、当該地方公共団体の長）が、地方独立行政法人の設置する博物館にあつては当該地方独立行政法人の理事長がそれぞれ任命する。

### 下関市立歴史博物館の設置等に関する条例

#### （協議会の設置）

第12条 博物館法（昭和26年法律第285号）第23条第1項の規定により、博物館に下関市立歴史博物館協議会（以下「協議会」という。）を置く。

- 2 協議会の委員の定数は、10人以内とする。
- 3 協議会の委員は、学校教育及び社会教育の関係者、家庭教育の向上に資する活動を行う者並びに学識経験のある者のうちから委員会が委嘱する。
- 4 協議会の委員の任期は、2年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。
- 5 協議会の委員は、再任されることができる。
- 6 協議会の組織及び運営に関し必要な事項は、委員会が定める。

下関市教育委員会  
議案第25号

土井ヶ浜遺跡・人類学ミュージアム運営協議会委員の委嘱について

上記の議案を提出する。

令和5年5月24日

下関市教育委員会  
教育長 磯部 芳規

土井ヶ浜遺跡・人類学ミュージアム運営協議会委員の委嘱について

土井ヶ浜遺跡・人類学ミュージアムの設置等に関する条例（平成17年条例第125号）第5条の規定に基づき、別紙の候補者に土井ヶ浜遺跡・人類学ミュージアム運営協議会委員を委嘱する。

任 期：令和5年6月1日から令和7年5月31日まで

提案理由

委員の任期満了に伴い、土井ヶ浜遺跡・人類学ミュージアム運営協議会委員を新たに委嘱するもの。

別紙

候補者

No.	区分	氏名	役職等	備考
1	学識経験者	渡辺 一雄	元梅光学院大学教授	
2	地元関係者	中村 孝史	神玉地区振興協議会 会長	
3	地元関係者	佐々木 猛	ミュージアム友の会 会長	
4	地元関係者	今西 順子	豊北キッチン taimou代表	新任
5	地元関係者	大森 麻里子	豊北町女性団体連絡協議会 会長	新任
6	地元関係者	原田 恵子	豊北文化協会事務局長	新任
7	地元関係者	庄司 隆治	豊北町観光協会 会長 ホテル西長門リゾート 総支配人	
8	地元関係者	山田 美和子	郷土史家	
9	学校教育関係者	船木 美弘	豊北小学校 校長	新任
10	学校教育関係者	豊澤 守	豊北中学校 校長	新任

(参考条文)

土井ヶ浜遺跡・人類学ミュージアムの設置等に関する条例(抜粋)

第5条 人類学ミュージアムに土井ヶ浜遺跡・人類学ミュージアム運営協議会

(以下「運営協議会」という。)を設ける。

- 2 運営協議会の委員は、学識経験者及び地元関係者等で構成する。
- 3 運営協議会には、部会を設けることができる。
- 4 委員の任期は2年とし、再任を妨げない。

下関市教育委員会  
議案第 26 号

下関市立豊北歴史民俗資料館運営協議会委員の解嘱及び委嘱について

上記の議案を提出する。

令和5年5月24日

下関市教育委員会  
教育長 磯部 芳規

下関市立豊北歴史民俗資料館運営協議会委員の解嘱及び委嘱について

下関市立豊北歴史民俗資料館の設置等に関する条例（平成17年条例第126号）第16条の規定に基づき、下関市立豊北歴史民俗資料館運営協議会委員を下記のとおり解嘱及び委嘱いたします。

記

1 解嘱者及び委嘱者

解嘱者	下関市立夢が丘中学校	校長	静間 均
	美祢市立美東中学校	校長	矢田部 敏夫
委嘱者	下関市立豊北小学校	校長	船木 美弘
	下関市立豊北中学校	校長	豊澤 守

2 解嘱・委嘱年月日

解嘱 令和5年5月31日  
委嘱 令和5年6月1日から令和6年5月31日まで

3 提案理由

委員の人事異動等に伴い、現委員の解嘱及び後任委員を新たに委嘱するもの。

別紙

下関市立豊北歴史民俗資料館運営協議会委員名簿

任期：令和4年6月1日～令和6年5月31日

No.	区分	氏名	役職等	備考
1	学識経験者	坪郷 英彦	元山口大学名誉教授	
2	学識経験者	山田 美和子	郷土史家	
3	社会教育関係者	阿部 和正	豊北郷土文化友の会事務局長	
4	社会教育関係者	吉村 ひとみ	香道家	
5	社会教育関係者	西島 英敏	下関市商工会会長	
6	学校教育関係者	豊澤 守	豊北中学校校長	新任
7	学校教育関係者	船木 美弘	豊北小学校校長	新任

※新任は令和5年6月1日から

(参考条文)

○下関市立豊北歴史民俗資料館の設置等に関する条例（抜粋）

(運営協議会の設置)

第16条 資料館の運営に関する重要な事項について、委員会の諮問に応じて審議するため、下関市立豊北歴史民俗資料館運営協議会(以下「運営協議会」という。)を設置する。

2 運営協議会は、10人以内の委員をもって組織する。

3 委員は、学識経験を有する者及び地元関係者のうちから委員会が委嘱する。

4 委員の任期は2年とし、補欠の委員の任期は前任者の残任期間とする。ただし、再任を妨げないものとする。

5 運営協議会には、部会を設置することができる。

6 運営協議会の組織及び運営に関し必要な事項は、委員会が別に定める。

○下関市立豊北歴史民俗資料館の設置等に関する条例施行規則（抜粋）

(運営協議会)

第16条 条例第16条に規定する下関市立豊北歴史民俗資料館運営協議会(以下「運営協議会」という。)の委員は、次に掲げる者の中から委員会が委嘱する。

(1) 学校教育関係者

(2) 社会教育関係者

(3) 家庭教育の向上に資する活動を行う者

(4) 学識経験者

(会長及び副会長)

第17条 運営協議会に会長及び副会長を置き、運営協議会の委員の互選によってこれを定める。

2 会長は、運営協議会を代表し、会務を掌理する。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき又は会長が欠けたときは、会長の職務を代理する。

(運営協議会の会議)

第18条 運営協議会の会議(以下「会議」という。)は、隨時必要に応じて開催する。

2 会議は、会長が招集し、会長が議長となる。

3 会議は、委員の過半数が出席しなければ開くことができない。

4 会議の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(運営協議会の庶務)

第19条 運営協議会の庶務は資料館において処理する。

下関市教育委員会  
報告

臨時代理の報告について

下関市教育長に対する事務委任規則（平成17年教育委員会規則第7号）第4条第1項の規定により、下関市青少年補導センター運営協議会委員の委嘱について、下記のとおり臨時に代理したので、同条第2項の規定により報告する。

令和5年5月24日

下関市教育委員会  
教育長 磯部芳規

記

1 委員の委嘱

委嘱 池田 大造

2 任期等

委嘱日 令和5年5月1日

委嘱期間 令和5年5月1日から令和7年3月31日まで

3 報告説明

任期満了に伴い、新たに委員を委嘱するもの

報 告 事 項  
令和5年5月24日  
豊田教育支所

豊田ホタルの里ミュージアムの開館時間の変更について

下関市立自然史博物館の設置等に関する条例（平成17年条例第123号）第5条の規定に基づき、開館時間を変更する日及び時間を下記のとおり定めましたので、報告いたします。

記

1 開館時間延長

- (1) 令和5年6月3日（土）及び6月10日（土）の午後5時から午後9時30分（最終入館は午後9時）まで
  - (2) 令和5年6月9日（金）、6月16日（金）、6月17日（土）、6月23日（金）、6月24日（土）の午後5時から午後8時（最終入館は午後7時30分）まで
- ※なお、ホタル舟もしくはホタル祭りが中止になった場合は、開館時間の延長は行わない。

2 理由

ホタルの観賞期間に当たるため。

ホタル舟運航	6月7日（水）～24日（土）
ホタル祭り	6月3日（土）、10日（土）

参考条文（抜粋）

- 下関市立自然史博物館の設置等に関する条例  
(開館時間)
- 第5条 ミュージアムの開館時間は、午前9時から午後5時までとする。ただし、入館は午後、4時30分までとする。
- 2 委員会は、必要があると認めるときは、前項に規定する開館時間を変更することができる。